

要望等記録一覧表（令和5年6月分）

No. 16	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	学研高山地区第2工区市有地維持管理工事の作業範囲について			
【要望等の概要】	市有地（高山町8709）の法面崩壊に伴う維持管理工事に先立ち作業範囲確認のため市と立会をすることになっていたにもかかわらず、立会前に業者が着工している。 断りもなく市有地の範囲を超え自分の土地で作業しているのではないのか。			
【対応方針等の概要】	業者に事実確認の上、6月20日、要望者と立会し、作業を市有地内で行うことを双方確認、工事の理解を得ました。			
【担当部署】	拠点形成課学研推進室			

No. 17	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	中嶋 宏明 生駒市議会議員
【件名】	災害時（火災）における税関係の免除申請等について			
【要望等の概要】	<p>・最近生じた、市内の火災案件について、被災した方の家屋は全焼となり、証明書等を含めて、全ての関係書類が消失するなど、大変困っておられる状況。</p> <p>罹災証明書（消防本部発行）が発行されるまでには、ある程度の期間も必要とのことで、この証明書類がないと様々な手続きも進められないと聞いている。例えば、税（固定資産税や市民税など）関係の免除手続きも、同じ運用となるのか。これを簡素化できるようなことは市としてできないものか。</p> <p>例えば、犯罪被害者への見舞金については、国の支給には相当の期間を要するため、市が早期に給付する制度もある。市における火災見舞金の支給も書類が揃う前に全額ではなく、最低額を給付するなど、状況に応じた早期の対応を市としてすることはできないものか。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>税関係の免除申請について、現在、必要書類として罹災証明書（写し可能）の添付を必要としています。なお、固定資産税については、火災発生後に到来する納期分の税は、火災の程度に応じて免除できることになっているため、仮に被災前に支払いがなされていた場合でも、手続きにより、納期前納付の金額を返金（被災の程度により、一部あるいは全額）する制度もあり、状況をお聞きして、ご相談に応じた対応をさせていただくこととなります。</p> <p>ただし、市民税については、前年の所得に応じたご負担となっていることから免除をすることは基本的には難しいものとなります。</p> <p>尚、火災による見舞金制度につきましては、市では他部署の所管となり（福祉政策課で担当）、こちらで内容を詳しく回答することはできないため、この件については担当課にてご相談をいただければと回答させていただきました。</p>			
【担当部署】	課税課			

No. 18	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	福中 眞美 生駒市議会議員
【件名】	ひかりが丘ふれあい公園内官事務所の室内灯について			
【要望等の概要】	同公園内にある管理事務所の中の室内灯（蛍光灯）が1箇所点灯しない状態です。			
【対応方針等の概要】	6/30 現地を確認しました。室内灯（蛍光灯）については1本ではなく2本取り付けると問題なく点灯します。蛍光灯は同じサイズの蛍光灯が必要（ラピッドスタート形）なので問題はありません。以上の内容を、要望者へ報告済みです。			
【担当部署】	みどり公園課			

要望等記録一覧表（令和5年6月分）

No. 19	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	橋本 宏淳 生駒市議会議員
【件名】	公園の高木剪定の日程及び公園の利用方法について			
<p>【要望等の概要】</p> <p>1、きたやまスポーツ公園で野球をする子どもが、野球の際に支障になる樹木があるとの話があった。剪定・伐採の対応はできるのか。</p> <p>2、さつき台第1公園でサッカーをしていた小学6年生が大人に注意された。公園内でのボール遊びはできるのか。また近隣にサッカーができる広場はあるのか。</p>				
<p>【対応方針等の概要】</p> <p>1、樹木の場所を詳細に教えていただければ現地を確認し、可否を判断します。また、伐採となると地元の意見をまとめていただきたいです。</p> <p>2、硬球でスピードが出る公園内の遊びは、危険な行為とみなされます。また、フェンスへのボールの蹴り込みはフェンスの破損につながります。公園によっては、地元でローカルルールを設定している場合があります。時間帯を分けて利用するなど地元で話し合ってください、皆さんが安全に楽しく譲り合って利用していただくのも手段です。</p> <p>なお、きたやまスポーツ公園の対象樹木は、要望者が詳細を確認することによって連絡待ちです。</p>				
【担当部署】	みどり公園課			